

第3期  
笠置町  
子ども・子育て  
支援事業計画

概要版



令和7年3月  
笠置町

# 第3期笠置町子ども・子育て支援事業計画の概要

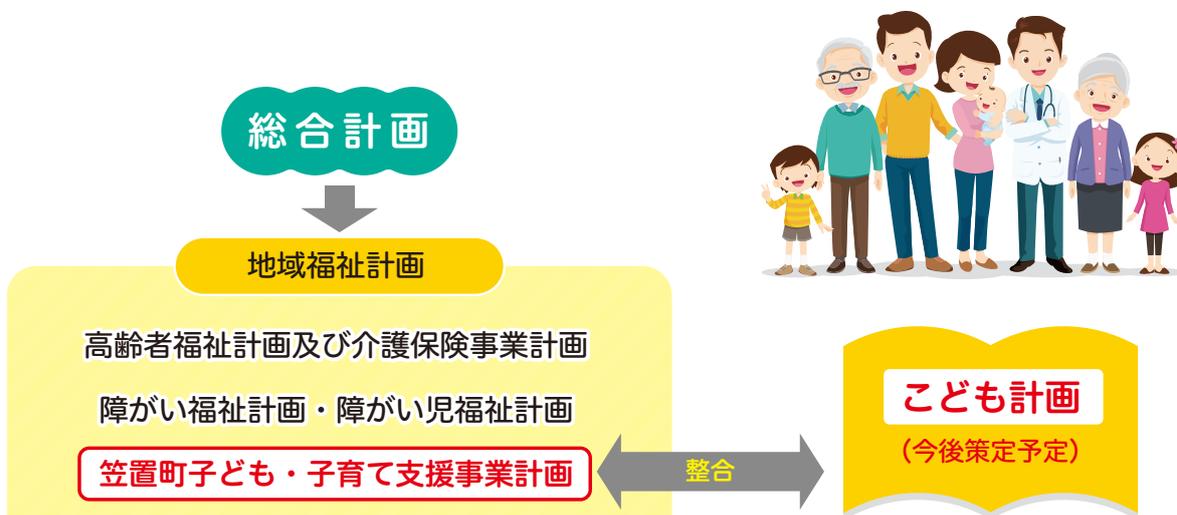
## ■ 計画策定の背景と策定趣旨

少子化・核家族化の進行や地域での交流の減少で子育てに携わる人の手が減少していることによる子育てをする保護者への負担の増加が課題として顕在化し、近年ではヤングケアラーやSNS・インターネット上での犯罪に子どもたちが巻き込まれてしまうといった課題もあがってきています。

今後こういった課題への対応を進め、様々な子ども・子育て支援を推進していくため、「第3期笠置町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## ■ 計画の位置づけ

上位計画である「総合計画」や「地域福祉計画」に則し、関連計画と整合を図り策定しました。  
なお、今後策定予定の「こども計画」との整合性を図って施策を推進します。



## ■ 計画の期間

計画期間は、令和7年度～11年度の5年間ですが、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

	～令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
前計画							
本計画							
次期計画							

## 第3期笠置町子ども・子育て

### 子ども・子育て支援施策の実施について

笠置町で実施する、地域における子育ての支援や、子どもと保護者の健康の確保及び増進等をはじめとする、子ども・子育て支援施策について記載します。

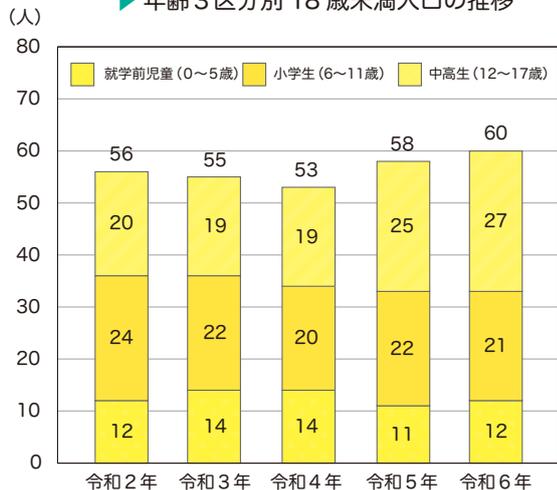
➡ 3・4ページに内容を記載しています

# 笠置町の子どもや子育て家庭を取り巻く状況

## 子どもと子育て家庭に関する動向

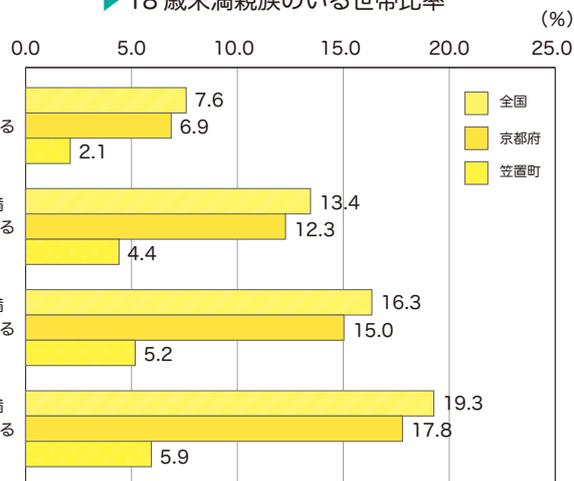
笠置町の18歳未満人口は、令和5年以降増加傾向で推移していますが、18歳未満のいる世帯については全国や府と比べ比率として少なくなっています。

▶ 年齢3区分別 18歳未満人口の推移



※資料：住民基本台帳

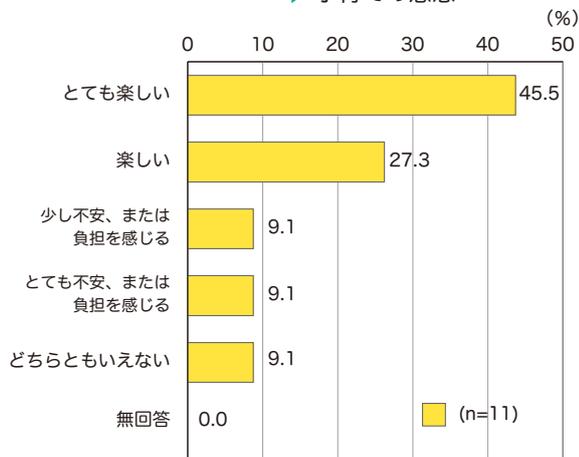
▶ 18歳未満親族のいる世帯比率



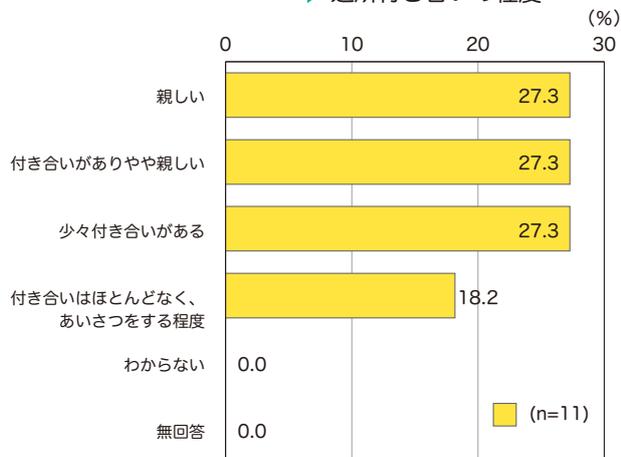
※資料：令和2年国勢調査

子育てが『楽しい(とても楽しい+楽しい)』と思う方が72.8%となっています。また、81.9%の方が近所付き合いがあると回答しています。

▶ 子育ての感想



▶ 近所付き合いの程度



※就学前児童・小学生保護者アンケート



子どもの人数は減ってきているが、子育ては楽しいと7割以上の方が思っている。また、近所付き合いをしている方も多く、地域での支えあいの基盤がある。

## 支援事業計画における記載項目

### 地域子ども・子育て支援事業の実施について

笠置町における教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の実施について、今後の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容について記載します。



5・6ページに内容を記載しています

## 基本理念

# 子どもは宝、地域全体で応援していくために

子どもが豊かな心でのびのび育つまち 見守りあふれる笠置町

## 1 子どもと子育て家庭への支援づくり

### (1) 子育て相談、情報提供等の支援

笠置町における妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を実施するために、相談体制の充実を図り、保護者が抱える不安に対する相談や指導を行います。また気軽に相談できる場や機会の充実に努め、総合的な子育て相談、情報提供等の支援を行います。



### (2) 子どもや母親の健康の確保

周産期及び小児医療体制、子どもの健康増進、保護者の心身の健康を支える環境づくり、食育から思春期の健康支援等、幅広い支援を実施し、母子の健康の確保に努めます。

### (3) 地域における子育て支援の推進

子どもや保護者と地域の方や高齢者との交流を促進し、地域全体で子育て家庭を支える、笠置町の子育て支援を引き続き実施していきます。

また、町内の方だけでなく、笠置町に関わる方にも子育て支援に参加いただける体制づくりを検討します。



### (4) 食育の推進

子どもの健康のために重要な、食育を推進し、子どもたちの健全な食生活と健やかな成長を支援します。

### (5) 仕事と家庭の両立支援に向けた雇用環境の整備

働く保護者が仕事と家庭を両立し、安心して子育てできるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及に向けた情報提供や環境整備を実施し、両立に向けた支援を行います。

### (6) 各種手当・費用助成の支給

子育て家庭に対し、各種手当や費用助成を行い、経済的な支援を行います。

# ・ 子育て支援施策の内容

## 2 親と子が共に学び育つ環境づくり

### (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

子どもたちが学び・育つための教育環境を整備し、学力の育成はもちろん、心の教育にも目を向け、豊かな感性や心を育む教育を実施します。



### (2) 家庭と地域の教育力の向上

子どもたちが様々な経験を通して、総合的な学習ができるよう、また、学校だけでなく、家庭や地域も子どもたちが学ぶ場となるよう、家庭と地域の幅広い教育力の向上に努めます。

## 3 安全・安心に子どもが育つための環境づくり

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動

子どもたちが安心して遊び・学び・育つための環境整備として、交通安全対策や環境整備を行い、交通安全の確保に努めます。



### (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動

子どもたちを犯罪の被害から守るため、防犯対策や見守りを強化し、安全・安心の笠置町をめざします。

### (3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを取り巻く有害情報等の有害環境に対する対策を、家庭・学校・地域等一体となって取り組み、有害環境の浄化対策を進めます。

## 4 すべての子どもが自分らしく育つための支援づくり

### (1) 児童虐待防止対策の充実

近年、大きなニュースにもなっている児童虐待に対して、相談や見守りの体制を整え、未然防止に努めます。また、実際に起こってしまった際の早期発見・早期対応・アフターケア等に関しても取り組みを行います。

### (2) ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の自立支援の充実

ひとり親家庭に対する相談体制・情報提供の充実、就業支援、経済的支援等幅広い支援を実施します。

### (3) 配慮や支援を要する子どもへの支援

障がいのある子ども、外国籍の保護者を持つ児童や帰国子女等、配慮や支援が必要な子どもを含め、すべての子どもに対して必要な支援を行っていきます。



笠置町で取り組んできた子どもや子育てに関する支援	
令和2年	笠置保育所における、0歳児（6か月児～）保育の開始
令和5年	笠置町独自給付金「笠置未来っ子応援給付金支給事業」の実施
	保育所でのおむつ処分を開始し、保護者の負担軽減を実施
	18歳までの医療費無償化（保険適用内に限る）の実施



## ① 子育て支援サービスの充実

具体的な取り組み	内容
乳児家庭全戸訪問事業	子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。町の保健師により、新生児訪問（乳児訪問）として実施しています。
地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。月2回、笠置保育所で実施しています。
利用者支援事業	子育て世代包括支援センター（保健福祉課内）で実施しており、子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行う事業です。

## ② 町民参加の子育て支援の充実

具体的な取り組み	内容
世代間交流事業	地域住民や高齢者との世代間交流を通じて、町の自然や歴史・文化遺産を活用した学習を行い、子どもの豊かな感性や心を育みます。
ほっとサロン	0歳～小学6年生の保護者（就学前のお子さん同伴可）を対象に、子育ての情報交換やおしゃべりをしたり、子育て中の方々が一息つける時間を提供できるように取り組んでいます。

## ③ 各種手当・助成による経済的負担の軽減

具体的な取り組み	内容
子育て支援医療及び児童医療	18歳に到達した年度末日までの子どもを対象に自己負担分を公費助成（無償化）します。児童医療費助成事業については、笠置町独自での助成を実施します。（保険適用分）
保育所での副食費の無償化	笠置保育所における副食費（保育所等の給食の材料にかかる費用のうち、副食（おかず）にあたる分）は無償です。
放課後児童クラブ協力金無償化	対象者児童が同一世帯から2人以上の場合、第2子以降の協力金は無償です。（ただし、延長利用料金はあり）
母子手当	18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親に支給します。
笠置未来っこ応援給付金	未来を担う子どもたちを応援するため、笠置町の独自の制度として、下記対象児童に対する「笠置未来っ子応援給付金支給事業」を実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年4月1日以降に生まれ、出生日から給付金の申請を行う日まで引き続き笠置町に住民登録がある新生児</li> <li>●当該年度4月1日において、受給権者である保護者等と生計が同一でありかつ、次の要件のいずれかに該当される方 <ul style="list-style-type: none"> <li>①当該年度4月に小学校もしくは中学校に入学した児童</li> <li>②当該年度の前年度に上記①の中学校を卒業した児童</li> </ul> </li> </ul>

# 子ども・子育て支援事業の内容

## ★ 地域子ども・子育て支援事業 ★



家庭で子育てをする保護者も利用できる、様々な地域子ども・子育て支援事業について、適正な事業実施に努め、すべての子育て家庭に対する支援を行います。

地域子ども・子育て支援事業	確保方策
<b>妊婦健診事業</b> 妊婦と胎児の健康状態や発育状態をみるため、定期的な健診を行い、その費用に対して助成する事業	助産院で受診した健診への受診費用を助成します。
<b>養育支援訪問事業</b> 養育支援が必要な家庭を訪問し、育児や養育のための支援を行う事業	必要な児童や家庭に対する、保健師の訪問指導を実施します。
<b>子育て短期支援事業</b> 短期入所生活援助事業（ショートステイ）・夜間養護等事業（トワイライトステイ） 一定の理由により保護者による養育が困難となった場合等に、宿泊を伴う養育・保護を行う事業	社会福祉法人 盛和福社会（京和大和の家）に委託し、事業実施します。
<b>一時預かり事業</b> 保育が一時的に困難となった場合等に、一時的な預かりを行う事業	受け入れ体制の整備を進め、可能な範囲での早期事業実施に努めます。
<b>延長保育事業</b> 保育所利用者に対し、保育所開所時間の前後に保育の場を提供する事業	利用希望があれば柔軟に対応します。
<b>病児保育事業</b> 病気の子どもを専用スペース等で一時的に預かる事業	広域連携の枠組みを含め、希望があった際に対応できるよう検討します。
<b>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</b> 子育て中の保護者を会員として、子育ての相互援助活動を行う事業	周辺自治体と連携して組織化の是非を検討します。
<b>放課後児童健全育成事業</b> 一定の理由により昼間家庭で適切な育成を受けられない児童に、適切な場を提供し、健全育成を図る事業	つむぎてらすにて小学1～6年生を対象に事業を実施します。
<b>産後ケア事業</b> 母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業	産後の母子に対するきめ細かい支援の提供を行います。
<b>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</b> 保育所等で、3歳未満の乳児または幼児（保育所に入所しているものを除く）に適切な遊びの場と生活の場を与えるとともに、子育てについての情報提供や助言、その他の援助を行う事業	保護者の就労要件や理由を問わず、誰でも通園できるよう事業実施を進めます。



第3期笠置町子ども・子育て支援事業計画  
概要版

発行年月：令和7年3月

編集：笠置町 保健福祉課

笠置町役場

〒619-1303 京都府相楽郡笠置町笠置西通90-1

TEL：0743-95-2303 FAX：0743-95-3021